

## 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について

2024 年 9 月 26 日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 560 実務指針第 1 号</p> <p><b>後発事象に関する監査上の取扱い</b></p> <p>2003 年 3 月 25 日 改正 2006 年 6 月 28 日 改正 2008 年 7 月 9 日 改正 2009 年 4 月 21 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 <u>最終改正 2024 年 9 月 26 日</u> 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針 : 第 8 号)</p> <p>1. はじめに</p> <p>後発事象に関しては、1983 年 3 月 29 日に監査第一委員会報告第 44 号として「後発事象に関する監査上の取扱い」及び 1984 年 7 月 6 日に会計制度委員会から「重要な後発事象の開示について」を公表しているが、後発事象に係る開示内容の多様化と開示の適時性の在り方が最近特に注目されるところとなっており、連結財務諸表中心の情報開示への転換とともに企業集団の動向に関する判断に必要な情報として、企業内容のディスクロージャー制度において後発事象の開示が果たす役割の重要性は増大している。</p> <p>本実務指針は、2003 年 3 月に、このような後発事象の重要性に鑑み、これまでの実務上の問題点の整理を踏まえて、後発事象に関する基本的な考え方及び開示の内容等に検討を加え、連結監査上の取扱いを含め、後発事象に関する監査手続を明示することを目的として上記の各委員会報告の見直しを行った結果、監査第一委員会報告第 44 号を廃止し、新たな実務指針として公表した。</p> <p>その後、2006 年 5 月の会社法の施行に伴い、後発事象が計算書類等に注記されることとなったことや会社法監査の意見区分が証券取引法（現金融商品取引法）監査の意見区分と一致したこと等により会社法上と証券取引法（現金融商品取引法）上の後発事象の取扱いが主な点で一致することに対応するため改正を行った。</p>	<p>監査基準報告書 560 実務指針第 1 号</p> <p><b>後発事象に関する監査上の取扱い</b></p> <p>2003 年 3 月 25 日 改正 2006 年 6 月 28 日 改正 2008 年 7 月 9 日 改正 2009 年 4 月 21 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 <u>最終改正 2022 年 10 月 13 日</u> 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針 : 第 8 号)</p> <p>1. はじめに</p> <p>後発事象に関しては、1983 年 3 月 29 日に監査第一委員会報告第 44 号として「後発事象に関する監査上の取扱い」及び 1984 年 7 月 6 日に会計制度委員会から「重要な後発事象の開示について」を公表しているが、後発事象に係る開示内容の多様化と開示の適時性の在り方が最近特に注目されるところとなっており、連結財務諸表中心の情報開示への転換とともに企業集団の動向に関する判断に必要な情報として、企業内容のディスクロージャー制度において後発事象の開示が果たす役割の重要性は増大している。</p> <p>本実務指針は、2003 年 3 月に、このような後発事象の重要性に鑑み、これまでの実務上の問題点の整理を踏まえて、後発事象に関する基本的な考え方及び開示の内容等に検討を加え、連結監査上の取扱いを含め、後発事象に関する監査手続を明示することを目的として上記の各委員会報告の見直しを行った結果、監査第一委員会報告第 44 号を廃止し、新たな実務指針として公表した。</p> <p>その後、2006 年 5 月の会社法の施行に伴い、後発事象が計算書類等に注記されることとなったことや会社法監査の意見区分が証券取引法（現金融商品取引法）監査の意見区分と一致したこと等により会社法上と証券取引法（現金融商品取引法）上の後発事象の取扱いが主な点で一致することに対応するため改正を行った。</p>

新	旧
<p>また、2008年3月25日付で監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」が改正されて金融商品取引法監査の監査報告書の日付に係る取扱いが見直されたことや金融商品取引法における四半期報告制度が導入されること等に対応するため改正を行った。</p> <p>さらに、企業会計審議会から、2009年4月9日付で「監査基準の改訂に関する意見書」、また、同年6月30日付で「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表され、監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準における継続企業の前提に関する規定の見直しが行われたことに対応するため改正を行った。</p> <p><u>企業会計審議会から、2024年3月27日付で「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に関する意見書」が公表されたため、本実務指針についても必要な見直しを行い改正を行った。</u></p> <p>なお、後発事象に関して他の会計基準・委員会報告等で特別の取扱いが定められている場合には、当該取扱いによるものとする。また、本実務指針では金融商品取引法の内部統制報告書に記載される後発事象については取り扱っていない。</p>	<p>また、2008年3月25日付で監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」が改正されて金融商品取引法監査の監査報告書の日付に係る取扱いが見直されたことや金融商品取引法における四半期報告制度が導入されること等に対応するため改正を行った。</p> <p>さらに、企業会計審議会から、2009年4月9日付で「監査基準の改訂に関する意見書」、また、同年6月30日付で「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表され、監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準における継続企業の前提に関する規定の見直しが行われたことに対応するため改正を行った。</p> <p>なお、後発事象に関して他の会計基準・委員会報告等で特別の取扱いが定められている場合には、当該取扱いによるものとする。また、本実務指針では金融商品取引法の内部統制報告書に記載される後発事象については取り扱っていない。</p>
<p><b>2. 定義</b></p> <p>本実務指針で使用する用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表とは、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況についての情報を利害関係者に提供するため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して経営者が作成するものである。本実務指針で「財務諸表」と用いる場合には、会社法の計算書類、連結計算書類及び臨時計算書類並びに金融商品取引法の財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表及び中間連結財務諸表が含まれるが、特定の財務諸表を表す場合には、当該財務諸表名を用いている。</p> <p>(2) 翌事業年度以降とは、年度の財務諸表の場合には、当該事業年度の翌事業年度以降のことをいうが、臨時計算書類、中間（連結）財務諸表の場合には、それぞれ、以下のとおり読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時計算書類の場合には、「当該臨時決算日を含む事業年度以降」と読み替える。</li> </ul> <p>・ 中間財務諸表の場合には、「当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降」と読み替える。</p> <p>・ 中間連結財務諸表の場合には、「当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降」と読み替える。</p> <p>(3) 監査報告書日とは、監査対象となる財務諸表に対して作成される監査報告書に記載された日付</p>	<p><b>2. 定義</b></p> <p>本実務指針で使用する用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表とは、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況についての情報を利害関係者に提供するため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して経営者が作成するものである。本実務指針で「財務諸表」と用いる場合には、会社法の計算書類、連結計算書類及び臨時計算書類並びに金融商品取引法の財務諸表、<u>四半期財務諸表</u>、中間財務諸表、連結財務諸表、<u>四半期連結財務諸表</u>及び中間連結財務諸表が含まれるが、特定の財務諸表を表す場合には、当該財務諸表名を用いている。</p> <p>(2) 翌事業年度以降とは、年度の財務諸表の場合には、当該事業年度の翌事業年度以降のことをいうが、臨時計算書類、<u>四半期（連結）財務諸表</u>、中間（連結）財務諸表の場合には、それぞれ、以下のとおり読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時計算書類の場合には、「当該臨時決算日を含む事業年度以降」と読み替える。</li> <li>・ <u>四半期財務諸表</u>の場合には、「当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間における四半期累計期間を除く。）以降」と読み替える。</li> <li>・ 四半期連結財務諸表の場合には、「当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）以降」と読み替える。</li> <li>・ 中間財務諸表の場合には、「当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降」と読み替える。</li> <li>・ 中間連結財務諸表の場合には、「当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降」と読み替える。</li> </ul> <p>(3) 監査報告書日とは、監査対象となる財務諸表に対して作成される監査報告書に記載された日付</p>

新	旧
<p>であり、監査人が自らの責任において監査が終了したと判断したときの日付が記載される。本実務指針で「監査報告書日」と用いる場合には、中間財務諸表等に対する中間監査報告書の日付等も含まれるが、特定の財務諸表に対して用いる場合には、当該特定の財務諸表に対する監査報告書の日付であることが分かることのできる用語、例えば、中間財務諸表に対しては中間監査報告書日を用いている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>3. 監査対象となる後発事象の範囲</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>4. 修正後発事象に関する取扱い</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 財務諸表における修正後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中</u>レビュー</p> <p>(a) 貢務諸表監査</p> <p>金融商品取引法に基づく監査報告書日までに発生した修正後発事象は、その影響を反映させるため財務諸表を修正する。</p> <p>ただし、修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うものとする。</p> <p>なお、会社法監査を受けていない会社が、金融商品取引法監査の対象となっている場合には、会計監査人の監査報告書の提出がないため、実務的には、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の監査報告書日までに発生した修正後発事象についてその影響を反映させるため財務諸表を修正することが妥当と考えられる。</p> <p>(b) 中間財務諸表の<u>期中</u>レビュー又は中間財務諸表監査</p> <p>期中レビュー報告書日又は中間監査報告書日までに発生した修正後発事象は、その影響を反映させるため中間財務諸表を修正する。</p> <p>② 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中</u>レビュー</p> <p>(a) 連結財務諸表監査</p> <p>会社法の連結計算書類に係る監査報告書日までの取扱いは、会社法監査に準じて次の</p>	<p>であり、監査人が自らの責任において監査が終了したと判断したときの日付が記載される。本実務指針で「監査報告書日」と用いる場合には、中間財務諸表等に対する中間監査報告書の日付等も含まれるが、特定の財務諸表に対して用いる場合には、当該特定の財務諸表に対する監査報告書の日付であることが分かることのできる用語、例えば、中間財務諸表に対しては中間監査報告書日<u>、</u>を用いている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>3. 監査対象となる後発事象の範囲</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>4. 修正後発事象に関する取扱い</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 貢務諸表における修正後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期</u>レビュー</p> <p>(a) 貢務諸表監査</p> <p>金融商品取引法に基づく監査報告書日までに発生した修正後発事象は、その影響を反映させるため財務諸表を修正する。</p> <p>ただし、修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うものとする。</p> <p>なお、会社法監査を受けていない会社が、金融商品取引法監査の対象となっている場合には、会計監査人の監査報告書の提出がないため、実務的には、監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の監査報告書日までに発生した修正後発事象についてその影響を反映させるため財務諸表を修正することが妥当と考えられる。</p> <p>(b) <u>四半期</u>財務諸表の<u>四半期</u>レビュー又は中間財務諸表監査</p> <p>四半期レビュー報告書日又は中間監査報告書日までに発生した修正後発事象は、その影響を反映させるため<u>四半期</u>財務諸表又は中間財務諸表を修正する。</p> <p>② 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期</u>レビュー</p> <p>(a) 連結財務諸表監査</p> <p>会社法の連結計算書類に係る監査報告書日までの取扱いは、会社法監査に準じて次の</p>

新	旧
<p>ように取り扱う。</p> <p>1) 親会社の会計監査人の計算書類に係る監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む。） 連結財務諸表において当該事象に関する修正を行う。</p> <p>2) 親会社の計算書類に係る監査報告書日後、連結財務諸表の監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む。） 開示後発事象に準じて取り扱う。</p> <p>(b) <u>中間連結財務諸表の期中レビュー又は中間連結財務諸表監査</u> <u>中間連結財務諸表の期中レビュー報告書日又は中間連結財務諸表の中間監査報告書日</u>までに発生した修正後発事象については、中間連結財務諸表において当該事象に関する修正を行う。</p> <p>(3) 監査報告書又は<u>期中レビュー報告書</u>における修正後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表監査 (省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中レビュー</u> (a) 財務諸表監査 重要な修正後発事象が及ぼす影響を財務諸表に反映すべきものについて、その影響が財務諸表に反映されていない場合は、監査報告書に監査意見に係る除外事項として記載する。 なお、会社法監査上、修正後発事象に関連して監査意見に係る除外事項が記載されている場合には、監査報告書に監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p>(b) <u>中間財務諸表の期中レビュー又は中間財務諸表監査</u> 重要な後発事象が及ぼす影響を中間財務諸表に反映すべきものについて、その影響が当該中間財務諸表に反映されていない場合は、<u>期中レビュー報告書</u>に結論に係る除外事項又は中間監査報告書に中間監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p>② 連結財務諸表監査 (省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中レビュー</u> (a) 連結財務諸表監査 重要な修正後発事象が及ぼす影響を連結財務諸表に反映すべきものについて、その影響が当該連結財務諸表に反映されていない場合は、監査報告書に監査意見に係る除外事項として記載する。会社法の連結計算書類における除外事項は、金融商品取引法の連結財務諸表においても除外事項とする。</p> <p>(b) <u>中間連結財務諸表の期中レビュー又は中間連結財務諸表監査</u> 重要な後発事象が及ぼす影響を中間連結財務諸表に反映すべきものについて、その影響</p>	<p>のように取り扱う。</p> <p>1) 親会社の会計監査人の計算書類に係る監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む。） 連結財務諸表において当該事象に関する修正を行う。</p> <p>2) 親会社の計算書類に係る監査報告書日後、連結財務諸表の監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む。） 開示後発事象に準じて取り扱う。</p> <p>(b) <u>四半期連結財務諸表の四半期レビュー又は中間連結財務諸表監査</u> <u>四半期連結財務諸表の四半期レビュー報告書日又は中間連結財務諸表の中間監査報告書日</u>までに発生した修正後発事象については、<u>四半期連結財務諸表又は中間連結財務諸表</u>において当該事象に関する修正を行う。</p> <p>(3) 監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>における修正後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表監査 (省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期レビュー</u> (a) 財務諸表監査 重要な修正後発事象が及ぼす影響を財務諸表に反映すべきものについて、その影響が財務諸表に反映されていない場合は、監査報告書に監査意見に係る除外事項として記載する。 なお、会社法監査上、修正後発事象に関連して監査意見に係る除外事項が記載されている場合には、監査報告書に監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p>(b) <u>四半期財務諸表の四半期レビュー又は中間財務諸表監査</u> 重要な後発事象が及ぼす影響を<u>四半期財務諸表又は中間財務諸表</u>に反映すべきものについて、その影響が<u>当該四半期財務諸表又は当該中間財務諸表</u>に反映されていない場合は、<u>四半期レビュー報告書</u>に結論に係る除外事項又は中間監査報告書に中間監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p>② 連結財務諸表監査 (省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期レビュー</u> (a) 連結財務諸表監査 重要な修正後発事象が及ぼす影響を連結財務諸表に反映すべきものについて、その影響が当該連結財務諸表に反映されていない場合は、監査報告書に監査意見に係る除外事項として記載する。会社法の連結計算書類における除外事項は、金融商品取引法の連結財務諸表においても除外事項とする。</p> <p>(b) <u>四半期連結財務諸表の四半期レビュー又は中間連結財務諸表監査</u> 重要な後発事象が及ぼす影響を<u>四半期連結財務諸表又は中間連結財務諸表</u>に反映すべき</p>

新	旧
<p>が当該中間連結財務諸表に反映されていない場合は、<u>期中</u>レビュー報告書に結論に係る除外事項又は中間監査報告書に中間監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>5. 開示後発事象に関する取扱い</b></p> <p>(1) 開示後発事象についての基本的な考え方</p> <p>① 開示に関する判断</p> <p>後発事象として開示すべき内容は、会社計算規則と（連結）財務諸表等規則との間に相違はないと考えられる。なお、開示すべき後発事象を判断するに当たっては、財務諸表等規則の規定の文言から、a. 翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象であること、b. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象であること、c. 決算日後に発生した事象であることの三つの要素に留意する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 計算書類又は財務諸表における開示後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中</u>レビュー</p> <p>(a) 財務諸表</p> <p>決算日後監査報告書日までの間に、重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を財務諸表に注記する。</p> <p>(b) 中間財務諸表</p> <p>中間決算日後<u>期中</u>レビュー報告書日又は中間監査報告書日までの間に、重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を中間財務諸表に注記する。</p> <p>② 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>ものについて、その影響が<u>当該四半期</u>連結財務諸表又は当該中間連結財務諸表に反映されていない場合は、<u>四半期</u>レビュー報告書に結論に係る除外事項又は中間監査報告書に中間監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>5. 開示後発事象に関する取扱い</b></p> <p>(1) 開示後発事象についての基本的な考え方</p> <p>① 開示に関する判断</p> <p>後発事象として開示すべき内容は、会社計算規則と（連結）財務諸表等規則<u>（四半期（連結）財務諸表等規則及び中間（連結）財務諸表規則を含む。）</u>との間に相違はないと考えられる。なお、開示すべき後発事象を判断するに当たっては、財務諸表等規則の規定の文言から、a. 翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象であること、b. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象であること、c. 決算日後に発生した事象であることの三つの要素に留意する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 計算書類又は財務諸表における開示後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期</u>レビュー</p> <p>(a) 貢務諸表</p> <p>決算日後監査報告書日までの間に、重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を財務諸表に注記する。</p> <p>(b) <u>四半期財務諸表</u>又は中間財務諸表</p> <p><u>四半期</u>決算日後又は中間決算日後、会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間又は当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間における四半期累計期間又は当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす開示後発事象が発生したときは、当該事象を<u>四半期</u>財務諸表又は中間財務諸表に注記する。</p> <p>② 連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中レビュー</u></p> <p>(a) 連結財務諸表</p> <p>連結決算日後連結監査報告書日までの間に、親会社及び連結子会社等に重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p> <p>(b) 中間連結財務諸表</p> <p>中間連結決算日後<u>期中レビュー報告書日又は中間連結監査報告書日</u>までの間に、親会社及び連結子会社等に重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p> <p>c. 連結子会社等の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合の取扱い</p> <p>連結子会社等の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合には、当該連結子会社等に係る後発事象については、当該連結子会社等の決算日後に発生した事象を後発事象として注記する。</p> <p>連結子会社等の中間決算日が連結決算日と異なる場合には、当該連結子会社等に係る後発事象については、当該連結子会社等の中間決算日後に発生した事象を後発事象として注記する。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期レビュー</u></p> <p>(a) 連結財務諸表</p> <p>連結決算日後連結監査報告書日までの間に、親会社及び連結子会社等に重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p> <p>(b) <u>四半期連結財務諸表又は中間連結財務諸表</u></p> <p><u>四半期連結決算日後四半期レビュー報告書日までの間又は中間連結決算日後中間連結監査報告書日</u>までの間に、親会社及び連結子会社等に重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p> <p>c. 連結子会社等の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合の取扱い</p> <p>連結子会社等の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合には、当該連結子会社等に係る後発事象については、当該連結子会社等の決算日後に発生した事象を後発事象として注記する。</p> <p>連結子会社等の<u>四半期決算日又は中間決算日</u>が連結決算日と異なる場合には、当該連結子会社等に係る後発事象については、当該連結子会社等の<u>四半期決算日後又は中間決算日</u>後に発生した事象を後発事象として注記する。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>
<p>(4) 監査報告書における開示後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表監査</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中レビュー</u></p> <p>(a) 財務諸表監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 財務諸表に注記すべき重要な後発事象について適切な注記がなされていない場合は、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載する。</li> <li>ii 貢務諸表に適切な注記が行われている重要な後発事象に関して、監査人が説明を付す必要があると判断したとき又は当該事項に係る記載につき強調する必要があると判断したときには、その内容を監査報告書に追記情報として記載する。</li> <li>iii 監査人が特に追記情報として記載する必要があると判断した重要な後発事象が、財務諸表に注記されていない場合には、注記を求めなければならない。当該注記が行われていない場合又は当該注記が不十分な場合には、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載するか、意見を表明しない。</li> </ul> <p>なお、<u>中間財務諸表の期中レビュー</u>又は中間財務諸表監査においても同様に取り扱うものとする。</p> <p>② 連結財務諸表監査</p>	<p>(4) 監査報告書における開示後発事象の取扱い</p> <p>① 個別財務諸表監査</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期レビュー</u></p> <p>(a) 財務諸表監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 貢務諸表に注記すべき重要な後発事象について適切な注記がなされていない場合は、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載する。</li> <li>ii 貢務諸表に適切な注記が行われている重要な後発事象に関して、監査人が説明を付す必要があると判断したとき又は当該事項に係る記載につき強調する必要があると判断したときには、その内容を監査報告書に追記情報として記載する。</li> <li>iii 監査人が特に追記情報として記載する必要があると判断した重要な後発事象が、財務諸表に注記されていない場合には、注記を求めなければならない。当該注記が行われていない場合又は当該注記が不十分な場合には、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載するか、意見を表明しない。</li> </ul> <p>なお、<u>四半期財務諸表の四半期レビュー</u>又は中間財務諸表監査においても同様に取り扱うものとする。</p> <p>② 連結財務諸表監査</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
<p>b. 金融商品取引法監査及び<u>期中</u>レビュー</p> <p>(a) 連結財務諸表に注記すべき重要な後発事象について適切な注記がなされていない場合には、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p>(b) 連結財務諸表に適切な注記が行われている重要な後発事象に関して、監査人が説明を付す必要があると判断したとき又は当該事項に係る記載につき強調する必要があると判断したときには、その内容を監査報告書に追記情報として記載する。</p> <p>(c) 監査人が特に追記情報として記載する必要があると判断した重要な後発事象が、連結財務諸表に注記されていない場合には、注記を求めなければならないが、当該注記が行われていない場合又は当該注記が不十分な場合には、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載するか、意見を表明しない。</p> <p>なお、<u>中間</u>連結財務諸表の<u>期中</u>レビュー又は中間連結財務諸表監査においても同様に取り扱うものとする。</p>	<p>b. 金融商品取引法監査及び<u>四半期</u>レビュー</p> <p>(a) 連結財務諸表に注記すべき重要な後発事象について適切な注記がなされていない場合には、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載する。</p> <p>(b) 連結財務諸表に適切な注記が行われている重要な後発事象に関して、監査人が説明を付す必要があると判断したとき又は当該事項に係る記載につき強調する必要があると判断したときには、その内容を監査報告書に追記情報として記載する。</p> <p>(c) 監査人が特に追記情報として記載する必要があると判断した重要な後発事象が、連結財務諸表に注記されていない場合には、注記を求めなければならないが、当該注記が行われていない場合又は当該注記が不十分な場合には、監査報告書において、監査意見に係る除外事項として記載するか、意見を表明しない。</p> <p>なお、<u>四半期</u>連結財務諸表の<u>四半期</u>レビュー又は中間連結財務諸表監査においても同様に取り扱うものとする。</p>
<p>6. 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い <u>(監査基準報告書 560「後発事象」第 9 項参照)</u></p> <p>上記(1)のとおり、監査報告書日で監査が終了したことになるが、金融商品取引法監査で監査報告書日と有価証券報告書の提出日が異なる場合には、監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに後発事象が発生するときがあり、発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合には、監査人は、経営者がどのような対応を行うのか確かめることとなる。この場合、経営者から報告を受けた後発事象が、監査報告書日現在、既に発生している後発事象であるかどうかについて留意する必要がある。</p> <p>なお、金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象についての経営者の対応には、次のような場合が考えられる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>6. 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い</p> <p>上記(1)のとおり、監査報告書日で監査が終了したことになるが、金融商品取引法監査で監査報告書日と有価証券報告書の提出日が異なる場合には、監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに後発事象が発生するときがあり、発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合には、監査人は、経営者がどのような対応を行うのか確かめることとなる。この場合、経営者から報告を受けた後発事象が、監査報告書日現在、既に発生している後発事象であるかどうかについて留意する必要がある。</p> <p>なお、金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象についての経営者の対応には、次のような場合が考えられる。</p> <p>(省 略)</p>
<p>(3) 経営者が、金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、当該財務諸表を有価証券報告書で開示する場合の取扱い <u>(監基報 560 第 10 項参照)</u></p>	<p>(3) 経営者が、金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、当該財務諸表を有価証券報告書で開示する場合の取扱い</p>

新	旧
<p>経営者が、金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、当該財務諸表を有価証券報告書で開示する場合（上記(2) a. の場合）には、当該事業年度の監査対象となる財務諸表が新たに作成される財務諸表に替わるため、後発事象に関する監査手続を追加して実施するとともに、当該財務諸表に対して新たに監査報告書を発行しなければならない。この後発事象に関する監査手続は、経営者から報告を受けた後発事象のみを対象として実施するのではなく、「8. 後発事象に関する監査手続」を新たに発行される監査報告書の日付まで延長して実施しなければならないことに留意する必要がある。</p> <p>なお、中間（連結）財務諸表監査においても同様に取り扱うものとし、また、<u>中間（連結）財務諸表の期中レビューにおいては、期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」III 4 (4) ⑦ 後発事象等に係る期中レビュー手続を新たに発行される期中レビュー報告書日まで延長して実施するものとする。</u></p>	<p>経営者が、金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象を反映させた財務諸表を新たに作成し、かつ、当該財務諸表を有価証券報告書で開示する場合（上記(2) a. の場合）には、当該事業年度の監査対象となる財務諸表が新たに作成される財務諸表に替わるため、後発事象に関する監査手続を追加して実施するとともに、当該財務諸表に対して新たに監査報告書を発行しなければならない。この後発事象に関する監査手続は、経営者から報告を受けた後発事象のみを対象として実施するのではなく、「8. 後発事象に関する監査手続」を新たに発行される監査報告書の日付まで延長して実施しなければならないことに留意する必要がある。</p> <p>なお、中間（連結）財務諸表監査においても同様に取り扱うものとし、また、<u>四半期（連結）財務諸表の四半期レビューにおいては、監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」V 4 (7) 後発事象に係る四半期レビュー手続を新たに発行される四半期レビュー報告書日まで延長して実施するものとする。</u></p>
<p><b>7. 繼続企業の前提に関する事項を重要な後発事象として開示する場合の取扱い</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 監査報告書における記載</p> <p>決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときに、重要な後発事象として適切な開示が行われている場合には、監査報告書において、当該後発事象につき追記情報として記載を行う。</p> <p>なお、<u>期中レビュー報告書又は中間監査報告書においても同様に取り扱うものとする。</u></p>	<p><b>7. 繼続企業の前提に関する事項を重要な後発事象として開示する場合の取扱い</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 監査報告書における記載</p> <p>決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときに、重要な後発事象として適切な開示が行われている場合には、監査報告書において、当該後発事象につき追記情報として記載を行う。</p> <p>なお、<u>四半期レビュー報告書又は中間監査報告書においても同様に取り扱うものとする。</u></p>
<p><b>8. 後発事象に関する監査手続</b></p> <p>(1) 後発事象の監査手続の実施に係る基本的な考え方</p> <p>監査人が後発事象の有無を把握するに当たっては、会社の内部統制及び経営環境の評価結果に基づいて後発事象の把握に関する十分性について検討を加えるとともに、各業務<u>プロセスに係る内部統制</u>のリスク評価を踏まえた監査手続の実施過程において、後発事象との関連性に注意を払い、把握の網羅性に留意することが必要となる。</p> <p>また、連結財務諸表の場合には、企業集団としての後発事象を把握するため、連結子会社及び持分法適用会社等の状況についても十分な注意を払い、重要な後発事象に係る会計処理や財務諸表注記が漏れることのないよう留意することが必要となる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>8. 後発事象に関する監査手続</b></p> <p>(1) 後発事象の監査手続の実施に係る基本的な考え方</p> <p>監査人が後発事象の有無を把握するに当たっては、会社の内部統制及び経営環境の評価結果に基づいて後発事象の把握に関する十分性について検討を加えるとともに、各業務<u>又は取引サイクルの内部統制に係るリスク評価</u>を踏まえた監査手続の実施過程において、後発事象との関連性に注意を払い、把握の網羅性に留意することが必要となる。</p> <p>また、連結財務諸表の場合には、企業集団としての後発事象を把握するため、連結子会社及び持分法適用会社等の状況についても十分な注意を払い、重要な後発事象に係る会計処理や財務諸表注記が漏れることのないよう留意することが必要となる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p><b>9. 適用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本報告は、2003年3月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに2003年9月1日以後終了する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・「監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2006年6月28日)は、2006年5月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに連結中間会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>・「監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2008年7月9日)は、2008年7月9日から適用する。</li> <li>・「監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2009年4月21日)は、2009年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</li> <li>・「監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2009年7月8日)は、2009年6月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び四半期会計期間に係る四半期レビューから適用する。</li> <li>・<u>本実務指針(2024年9月26日)</u>は、2024年6月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査又は期中レビューから適用する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">以　上</p>	<p><b>9. 適用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本報告は、2003年3月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに2003年9月1日以後終了する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>(2) 「監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2006年6月28日)は、2006年5月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに連結中間会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>(3) 「監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2008年7月9日)は、2008年7月9日から適用する。</li> <li>(4) 「監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2009年4月21日)は、2009年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</li> <li>(5) 「監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」(2009年7月8日)は、2009年6月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び四半期会計期間に係る四半期レビューから適用する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">以　上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本実務指針(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</li> </ul> </li> <li>・ 本実務指針(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本実務指針(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</li> </ul> </li> </ul>